

薩摩川内市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

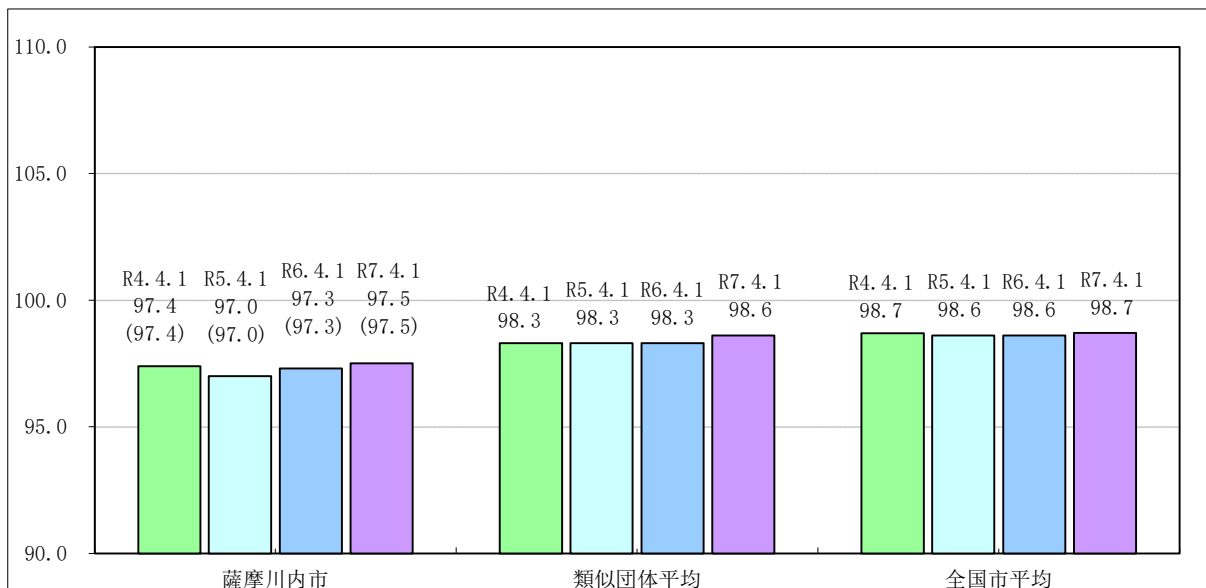
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	90,535 人	608億 4851万円	40億 2611万2千円	89億 648万1千円	14.6%	14.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B/A	(参考)〇〇〇 平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	908人	36億 1669万8千円	6億 6644万4千円	14億 7601万3千円	57億 5915万5千円	6342千円	6391千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

令和6年4月1日時点における地域手当の支給対象地域なし。

※派遣職員に係る地域手当については、国の基準と同様に見直しを実施。

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
薩摩川内市	43.2歳	327,200円	389,787円	353,373円
鹿児島県	43歳	322,300円	401,909円	352,686円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.7歳	323,640円	410,439円	373,596円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
薩摩川内市	54.8歳	20人	335,000円	349,295円	342,240円	—	—	—	—
うち学校主事	54.8歳	18人	334,000円	348,095円	341,621円	学校主事	51.5歳	202,400円	1.72
うちその他	*	2人	*	*	円	—	—	—	—
鹿児島県	57.3歳	143人	319,200円	363,779円	340,371円	—	—	—	—
国	51.3歳	1703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	52.8歳	15人	324,186円	382,285円	358,506円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
薩摩川内市	—	—	—
うち学校主事	5,775,940円	2,675,700円	2.16
うちその他	*	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象職員数が2名以下の場合、個人情報が特定されるため「*」と表示している。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
薩摩川内市	53.1歳	383,220円	438,892円
鹿児島県	45.8歳	378,100円	439,460円
類似団体	42.3歳	329,711円	388,647円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		薩摩川内市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	232,000円	221,100円	220,000円
	高校卒	200,300円	189,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	217,300円	222,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

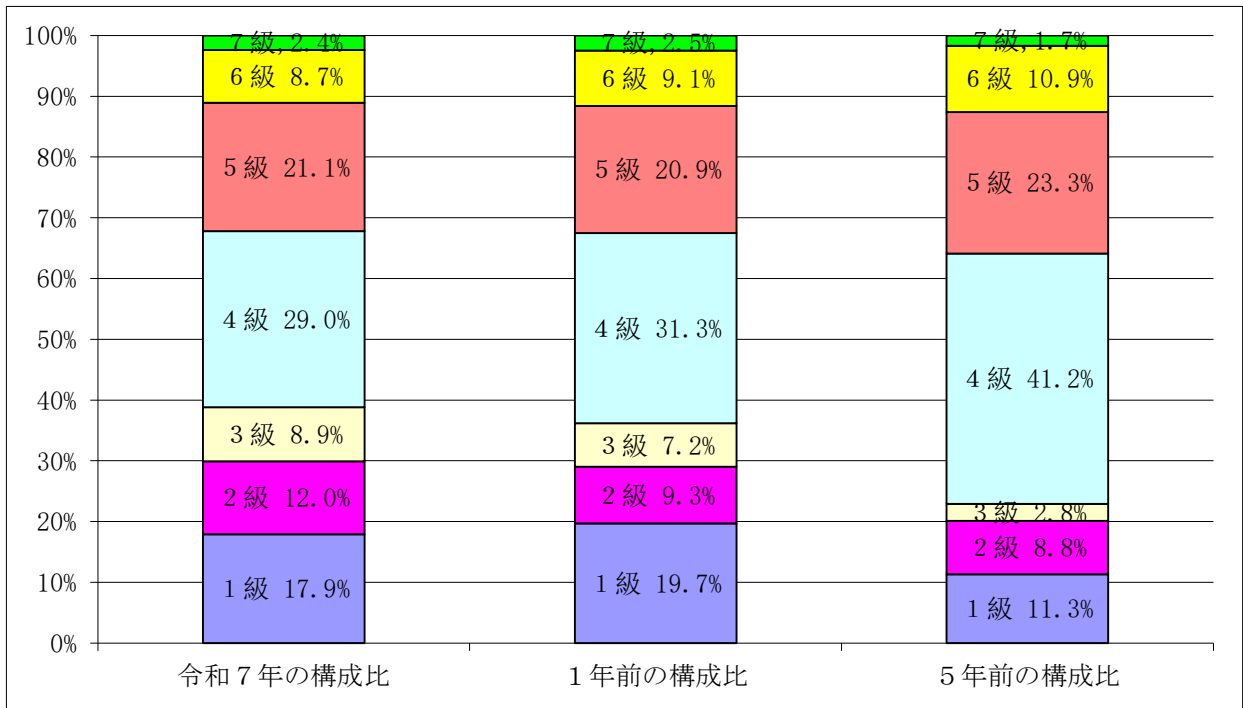
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,299円	332,520円	377,608円	399,000円
	高校卒	246,475円	312,850円	341,411円	376,783円
技能労務職	高校卒	—	—	—	332,350円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

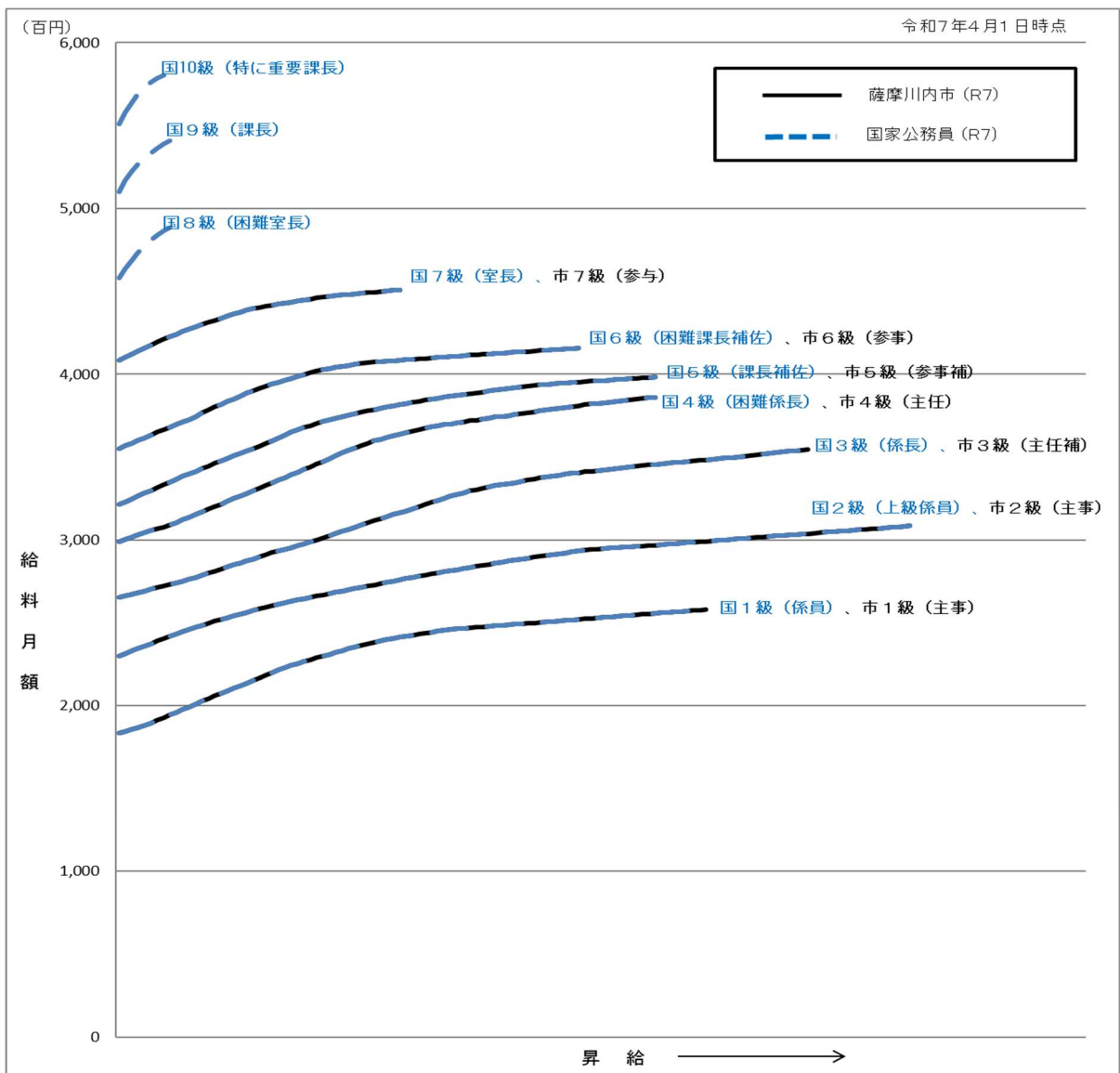
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補・主事	113人	17.9%	183,500円	258,100円
2 級	主事	76人	12.0%	230,000円	271,600円
3 級	主任補	56人	8.9%	265,300円	321,400円
4 級	主任・総括主任	183人	29.0%	298,800円	386,100円
5 級	参事補	133人	21.1%	321,300円	398,200円
6 級	参事	55人	8.7%	355,200円	415,700円
7 級	参与	15人	2.4%	408,300円	450,900円

- (注) 1 薩摩川内市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（薩摩川内市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○			
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			令和10年1月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

薩摩川内市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,610 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,783 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（薩摩川内市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			令和10年1月	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

薩摩川内市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
（国を上回る割合としている場合、その理由）					
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算） （退職時特別昇給 無） （退職時特別昇給を設けている理由）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）		
自己都合 応募認定・定年			-		
1人当たり 平均支給額	21,306千円	6,582千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,529千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		254,834円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20%	1人	20%
神奈川県横浜市	16%	1人	16%
大阪府大阪市	16%	0人	16%
福岡県福岡市	9%	0人	8%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		4,743千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		30,799円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		20.7%		
手当の種類（手当数）		16		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度 決算）	左記職員に対する 支給単価
税務徴収業務手当	税務課、収納課若しくは地域振興課に勤務する職員	市税等の徴収業務	576千円	日額200円
防疫等作業手当	右欄に掲げる作業に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者若しくはその疑いのある患者の看護及び搬送又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	—	日額290円
	右欄に掲げる作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。 <u>次号</u> において同じ。)から生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業(<u>前号</u> に掲げるものを除く。)	—	日額3,000円

	右欄に掲げる作業に従事した職員	新型コロナウイルス感染症から生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業(前2号に掲げるものを除く。)	—	日額1,000円
クリーンセンター業務手当	川内クリーンセンター、上甕島クリーンセンター、下甕クリーンセンター、鹿島クリーンセンターに勤務する職員	一般廃棄物収集業務等	—	日額150円
社会福祉業務手当	保護課又は地域振興課に勤務する職員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	765千円	日額250円
行旅病人等取扱業務手当	行旅病人又は行旅死亡人を扱う業務に従事した職員	行旅病人の移送又は看護業務に従事した場合	—	日額1,000円
		行旅死亡人の収容業務に従事した場合	—	1体当たり5,000円
医師手当	医師又は歯科医師	医師又は歯科医師業務	—	1月1,700千円以内
看護師等業務手当	看護師又は准看護師	手術業務	—	1回2,000円
夜間看護手当	看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務	—	深夜の全部を含む勤務 7,300円 深夜の勤務時間が4時間以上7時間未満の勤務 3,550円 深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務 3,100円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 2,150円
緊急業務手当	薩摩川内市簡易水道事業職員 薩摩川内市温泉給湯事業職員	正規の勤務時間以外の時間に、突発的的事故により召集を受け、復旧工事等緊急工事に係る業務	—	1回1,000円
はしご業務手当	消防局職員のうち、はしご付消防自動車及び屈折はしご付消防自動車の業務に従事する職員	消防はしご車の業務	66千円	1勤務日200円
救急業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する職員	救急業務	2,221千円	1回150円
救急救命処置行為業務手当	消防局職員のうち、救急業務に従事する救急救命士である職員	救急救命処置	100千円	1回500円

出動手当	消防局職員	火災及びその他の災害出動業務	293千円	1回150円
潜水業務手当	消防局職員	潜水業務	34千円	1回300円
夜間特殊業務手当	消防局職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで間）において行われる消防通信の業務	689千円	深夜の勤務時間が2時間以上5時間未満の勤務 300円 深夜の勤務時間が2時間未満の勤務 200円
緊急消防援助隊手当	消防局職員	災害発生市町村の消防の応援業務	—	1勤務日3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	280,374千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	282千円
支給実績（令和5年度決算）	287,736千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	290千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)												
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>扶養親族である子</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>上記以外の扶養親族</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。</p>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	3,000	扶養親族である子	11,500	上記以外の扶養親族	6,500	同じ	—	122,703千円	250,414円				
区 分	金 額																
扶養親族である配偶者	3,000																
扶養親族である子	11,500																
上記以外の扶養親族	6,500																
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家 (家賃月額が16,000円を超える場合に限り)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が16,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～28,000円	同じ	—	80,516千円	234,058円								
区 分	支給月額																
①借家 (家賃月額が16,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～28,000円																
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額150,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～38,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額150,000円)	②交通用具使用者	4,100円～38,700円	異なる	①については、同じ。 ②金額の上下限は同じ。本市は支給区分を細かく設定。	56,112千円	74,419円						
区分	支給月額																
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額150,000円)																
②交通用具使用者	4,100円～38,700円																
特地勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>(給料+扶養手当)×12%</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員	支給額	(給料+扶養手当)×12%	異なる	支給割合を別に設定。	20,172千円	330,689円								
支給対象者	上甌島及び下甌島に所在する公署に勤務する職員																
支給額	(給料+扶養手当)×12%																
宿日直手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>宿直勤務</th> <th>日直勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁・支所</td> <td>4,400円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家</td> <td>6,100円</td> <td>6,100円</td> </tr> <tr> <td>診療所(医師、歯科医師等に限る)</td> <td>21,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	宿直勤務	日直勤務	本庁・支所	4,400円	4,400円	上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	6,100円	6,100円	診療所(医師、歯科医師等に限る)	21,000円	21,000円	同じ	—	9,144千円	653,143円
区 分	宿直勤務	日直勤務															
本庁・支所	4,400円	4,400円															
上甌分駐署・下甌分駐署・診療所(医師、歯科医師等を除く)・少年自然の家	6,100円	6,100円															
診療所(医師、歯科医師等に限る)	21,000円	21,000円															
管理職手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ24,000円～66,700円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ24,000円～66,700円	同じ	—	44,334千円	461,813円								
支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員																
支給額	職に応じ24,000円～66,700円																
管理職員特別勤務手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理職手当を受給する職員</td> </tr> <tr> <td>支給要件</td> <td>臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>勤務1回につき8,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理職手当を受給する職員	支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合	支給額	勤務1回につき8,000円以内	同じ	—	336千円	7,000円						
支給対象者	管理職手当を受給する職員																
支給要件	臨時又は緊急の必要により週休日・休日等に勤務した場合																
支給額	勤務1回につき8,000円以内																
単身赴任手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>距離に応じ23,000円～68,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員	支給額	距離に応じ23,000円～68,000円	同じ	—	8,166千円	326,640円								
支給対象者	異動等に伴い、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員																
支給額	距離に応じ23,000円～68,000円																

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	915,000円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,120,000円 / 510,000円		
	副 市 区 町 村 長	726,000円 (— 円)	934,000円 / 614,600円		
報 酬	議 長	458,000円 (— 円)	757,000円 / 400,000円		
	副 議 長	396,000円 (— 円)	670,000円 / 326,000円		
	議 員	370,000円 (— 円)	606,000円 / 303,000円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 区 町 村 長	915千円×480/100 726千円×360/100	17,568千円 10,454千円	任期满了時(任期毎) 任期满了時(任期毎)	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

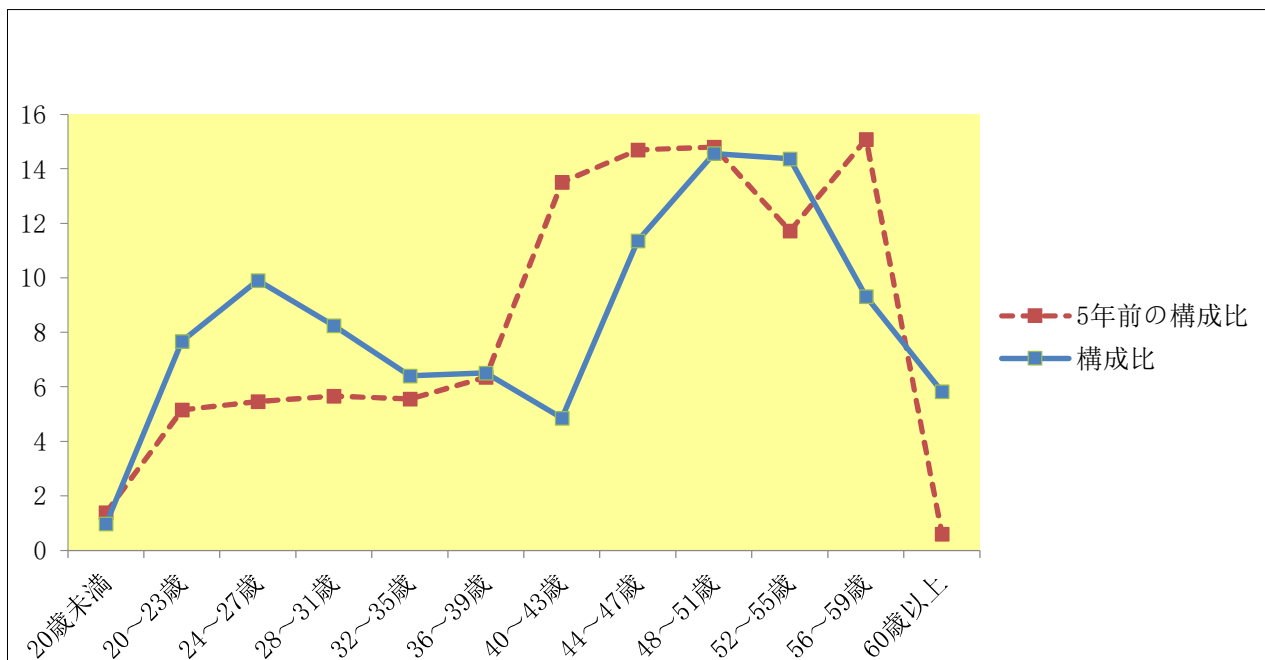
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和7年	令和6年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	8	8	0	20周年記念事業終了に伴う職員配置の見直し 税業務体制の強化 社会福祉政策商務体制の強化
		総務	225	234	△ 9	
		税務	61	63	△ 2	
		民生	76	75	1	
		衛生	50	50	0	
		労働	1	1	0	
		農林水産	59	63	△ 4	
		商工	50	46	4	
		土木	103	100	3	
		計	633	640	△ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数69.91人 (類似団体の人口1万人当たり職員数52.48人)
	教育部門	114	109	5	甌ミュージアム開館に伴う職員の配置	
	消防部門	158	159	△ 1	救急医療業務体制の見直し	
	小計	905	908	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数99.96人 (類似団体の人口1万人当たり職員数65.90人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	病院	45	44	1	看護師の補充 水道管理体制の強化
		水道	33	32	1	
		交通	0	0	0	
		下水道	9	9	0	
		その他	38	38	0	
	小計	125	123	2		
合計		1,030	1,031	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.76人	
		[1,370]	[1,370]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	10人	79人	102人	85人	66人	67人	50人	117人	150人	148人	96人	60人	1,030人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
一般行政	620	613	618	644	640	633	13 (2.1 %)
教育	121	116	107	109	109	114	△7 (△5.8 %)
消防	156	156	154	158	159	158	2 (1.3 %)
普通会計計	897	885	879	911	908	905	8 (0.9 %)
公営企業等会計計	110	108	112	120	123	125	15 (13.6 %)
総合計	1,007	993	991	1,031	1,031	1,030	23 (2.3 %)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 6年度	1,620,420	141,459	183,831	11.3	11.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 14,487 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)000平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 6年度	26	103,181	19,023	42,585	164,789	6,338	6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
薩摩川内市	46.9歳	348,913円	528,170円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

薩 摩 川 内 市	薩摩川内市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,638千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,610千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

薩 摩 川 内 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 —)					
1人当たり平均支給額 21,306千円 6,582千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績 (令和7年度決算)			千 円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)			円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績 (令和6年度決算)		209千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		13,063円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		61.5%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度 決算)	左記職員に対する支給 単価
緊急業務手当	薩摩川内市水道事業就業規程第8条の規定による勤務時間以外の時間に、突発的・突発的により招集を受け、復旧等緊急工事に係る業務に従事した職員	勤務時間以外の時間に、突発的・突発的により招集を受け従事した復旧等緊急工事に係る業務	209千円	1件当たり1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	9,296千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	404千円
支給実績 (令和5年度決算)	8,611千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	374千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当

の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)								
扶養手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶養親族である配偶者</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>扶養親族である子</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>上記以外の扶養親族</td> <td>6,500</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	扶養親族である配偶者	3,000	扶養親族である子	11,500	上記以外の扶養親族	6,500	同じ	-	3,680千円	262,857円
	区 分	金 額											
	扶養親族である配偶者	3,000											
	扶養親族である子	11,500											
上記以外の扶養親族	6,500												
※扶養親族のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。													
住居手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①借家 (家賃月額が16,000円を超える場合に限り)</td> <td>家賃の額に応じ 500円～28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支給月額	①借家 (家賃月額が16,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～28,000円	同じ	-	2,510千円	278,889円				
区 分	支給月額												
①借家 (家賃月額が16,000円を超える場合に限り)	家賃の額に応じ 500円～28,000円												
通勤手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①交通機関利用者</td> <td>運賃相当額を支給 (限度額150,000円)</td> </tr> <tr> <td>②交通用具使用者</td> <td>4,100円～38,700円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給月額	①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額150,000円)	②交通用具使用者	4,100円～38,700円	同じ	-	1,514千円	72,095円		
区分	支給月額												
①交通機関利用者	運賃相当額を支給 (限度額150,000円)												
②交通用具使用者	4,100円～38,700円												
管理職手当	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支給対象者</td> <td>管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>職に応じ24,000円～66,700円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員	支給額	職に応じ24,000円～66,700円	同じ	-	1,813千円	604,400円				
支給対象者	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある職員												
支給額	職に応じ24,000円～66,700円												